



平戸市三次元測量導入支援業務 (条件付公募)

平戸市三次元測量導入支援業務について、委託業者の選定のための条件付公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和 6 年 7 月 4 日

平戸市長 黒田 成彦



1 事業の概要

(1) 事業名

平戸市三次元測量導入支援業務

(2) 事業の目的

本業務は、農林地域における災害復旧事業を、迅速化、効率化するため、市職員による三次元データを活用した測量設計作業の研修を実施することを目的とする。

UAV、データ処理ソフト、CAD など平戸市が準備する機器等を用いて、業務を実施することを前提とする。

2 選定方法

平戸市三次元測量導入支援業務条件付公募型プロポーザル実施要領のとおり行う。

3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 長崎県内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (2) 測量業登録をしていること。
- (3) 建設コンサルタントの登録をしていること。
- (4) 無人航空機安全運航管理者の有資格者を有していること。
- (5) 無人航空機操縦技能の有資格者を有していること。
- (6) 地方公共団体において、災害復旧事業で UAV による三次元測量の実績を有していること。
- (7) 平戸市が準備する機器等を用いて、業務を実施すること。
- (8) 本業務を一括再委託しない者であること。
- (9) 平戸市建設工事指名停止措置要領（平成 19 年平戸市告示第 104 号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者であること。
- (10) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (11) 企画提案依頼の日から契約締結までのいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (12) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (13) 平戸市暴力団排除条例（平成 24 年平戸市条例第 22 号）第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。

4 参加申込期間

公告日～令和6年7月19日（金）午後5時までとする。

5 選定スケジュール

年月日	内容
令和6年7月18日（木）17時まで	参加表明書提出期限
7月18日（木）17時まで	質問提出締切
7月25日（木）17時まで	企画提案書類提出期限
7月29日（月）（予定）	プレゼンテーション通知
8月2日（金）（予定）	プレゼンテーションの実施
8月6日（火）（予定）	審査結果通知
8月中旬（予定）	契約締結

6 実施要領等の配布方法

平戸市ホームページ内掲載

7 問い合わせ先

〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町 1508 番地 3

平戸市農林水産部農林整備課

電話番号 0950-22-9150（直通）

FAX 0950-23-3936

電子メール norin@city.hirado.lg.jp